

# 「社会福祉施設等物価高騰対策支援金（令和7年度分）」について

## 1 支援の目的

エネルギーや原材料の価格高騰等の影響により経費の負担が増している社会福祉施設等に対して、利用者等への安定したサービスを確保することを目的として、必要な経費の一部について支援を行います。

## 2 支援の対象事業及び区分

令和7年12月1日（基準日）において、北九州市内で市が定めるサービス種別の事業を行う事業所等を設置又は運営する事業者を対象とします。支援の対象となるサービス種別及び支援額は別紙1のとおりです。

※令和8年3月31日までに休止又は廃止した場合（届け出の有無に関わらず、運営の実態がない場合を含む）は給付対象外です。

※北九州市外で運営している施設（事業所）は、給付対象外です。

## 3 申請の方法

### (1) 申請に必要な書類

次のアからオまでのうち、該当する書類を提出してください。

#### ア 支援金給付申請書（必須）

※両面印刷した申請書を提出してください。

#### イ 支援金申請内容内訳書（必須）

※事業所ごとに電気の契約内容を選択してください。

※前回（令和6年度）申請した事業所の場合は、電気の契約内容の変更の有無を選択してください。

#### ウ 支援金の振込みを希望する申請者名義の銀行口座等の通帳の写し

通帳等貼付台紙に貼り付けて提出してください。

※表紙と口座名義人（カタカナ）、口座番号が確認できるものを提出してください。

※前回（令和6年度）の支援金と同じ銀行口座等に振込みを希望する場合は、提出する必要はありません。

#### エ 電気の契約内容が把握できるもの（訪問系は提出不要です）

令和7年12月～令和8年3月使用分のいずれかの請求書や契約書などの写しを電気請求書等貼付台紙に貼り付けてご提出ください。

##### ●初めて申請する事業所

入所系及び通所系については、「高圧」の場合のみご提出ください。

##### ●前回（令和6年度）申請した事業所

入所系、通所系ともに「高圧」の場合のみご提出ください。

※ただし、入所系については、前回の提出内容と変更がない場合も提出が必要です。通所系については、前回の提出内容が「高圧」の場合は提出不要です。

※前回の提出内容が不明な場合は、「初めて申請する事業所」と同様の手続きを行ってください。

※事業所ごとに作成し、提出してください。

複数の事業所の請求書等を1枚の台紙に貼り付けての提出はしないでください。

#### オ 委任状

※申請者と異なる名義の口座に補助金の振り込みを希望する場合に提出が必要です。

※委任を受ける者の名義の銀行口座等の通帳の写しを添付してください。

#### (2) 申請の受付期間

令和8年6月30日（火）まで ※必着

#### (3) 申請書の提出方法

(1)の申請書類を「4 提出先」まで「郵送」で提出してください。

#### 4 提出先（申請受付・審査業務委託先）

〒802-0003

北九州市小倉北区米町二丁目1番2号 日進ビル4F

株式会社エイジェック内 北九州市社会福祉施設等物価高騰対策事務局

※封筒に「物価高騰対策支援金申請書 在中」と朱書きで記載してください。

※申請書の送付先が令和6年度から変更になっています。

送付先の記載を間違えないようにしてください。

#### 5 提出にあたっての留意点

別紙2の「支援金の給付申請に当たっての留意事項」及び北九州市ホームページに掲載した「支援金申請に関するQ&A」を参照してください。

(1) 申請に係る様式については、必ず指定の様式を使用してください。

(2) 補助金の申請は、法人ごとにまとめて申請してください。

(3) 申請は、1施設（事業所）につき1回限りです。

(4) 介護サービス及び障害福祉サービスの事業所を運営している場合は、介護と障害のそれぞれの種別に分けて申請してください。

(5) 支援金の振り込みは、法人名義（申請者）の銀行口座に限ります。

個人名義の銀行口座への振込みはできません。

(6) 申請内容について、問い合わせを行うことがありますので、提出する申請書類の控えを保管しておいてください。